

東日本経友会通信

運用要領一部改正

去る2024年11月1日、技能実習制度運用要領の一部が改正されました。改正ポイントは、「やむを得ない事情」がある場合の転籍について、改善されました。

現行の制度では、3点について課題があると考えられていました。

① 該当性に関する課題

・ 実習実施者における労使間の諸問題や対人関係の諸問題にどのような場合が当たるか不明瞭

② 手続きに関する課題

・ 技能実習生と実習実施者の意見が食い違う場合には、転籍の手続きに時間を要する

③ 生活支援に関する課題

・ 転籍先を確保するまでの機関が長期化する場合の技能実習生に対する生活支援が不十分 など

今回の改善内容では現在の3点の課題に関して改善されました。

- ① 該当性に関する課題への解決策
- ・ やむを得ない理由を明確化する

一部改正のまとめ

今回の改正により、やむを得ない場合の転籍の具体例が提示される等、より技能実習生が守られる内容へと改善されました。実習実施先（受入企業）様におかれましても、これまで以上に健全な技能実習制度の運用をお心掛けいただくこととなります。弊組合も今まで以上に監理・支援できるように努めていきます。

※暴力や各種ハラスメントを受けている場合（直接被害を受けた実習生だけでなく、同僚の実習生も対象）

※重大悪質な法令違反があった場合

※重大悪質な契約違反があった場合

② 手続きに関する課題の解決策

・ 手続きを明確化・柔軟化する

※技能実習生から実習実施者等へ転籍の申し入れを行うための母国語で記した様式を整備

※事実関係の調査については、事案に即して、技能実習生から提出された録音や写真等の資料により、やむを得ない事情があると認められた場合には、転籍可

③ 生活支援に関する課題の解決策

・ 在留管理制度上の措置を行う

※転籍に向けた手続き期間中で技能実習を行えない場合は、必要に応じ、週28時間以内に限り就労を認める

※転籍先の確保が出来なかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには「特定活動」を付与

特定技能外国人の離職率

最新データでは、特定技能外国人の離職率は約16%です。参考までに日本人の離職率は約12%となっており、特定技能外国人の方が離職率は高い結果となっております。

・ 特定技能外国人が企業を選ぶ理由

- ① 給与・ボーナス
- ② 人間関係が良好な職場（会社）
- ③ 成長できる環境が整っているか

宮城県の取り組み

村井嘉浩（宮城県）知事の講演「人口減少社会を見据えた外国人人材確保への挑戦」を拝聴する機会がありました。

宮城県では令和27年にはピーク時から約44万人減少の約192万人の人口に（昭和45年相当）、東北地方ではピーク時から約350万人減少の約635万人の人口になる見込みで、何と大正14年相当です。従いまして、外国人材の活躍なくして県の発展はないとの危機感から県独自で外国人材の受入れを積極的に推進してまいります。

インドネシア・ベトナム・台湾に現地拠点（キャリアサポートセンター）を設置し、県内企業とのマッチング及び令和7年4月に開校予定の公立日本語学校への留学生の募集等を行っております。9月に行われたジャカルタでの初の就職説明会では、県内の46社が出展し約1200人の若者が集まったとのこと。今後も開催の熱量をそのままに、より多くの県内企業の参加による受入れ拡大を目指していきたいと今後の展望を語っておられました。

須藤 康則

年末年始休暇

12月28日（土）	休み
12月29日（日）	休み
12月30日（月）	休み
12月31日（火）	休み
1月 1日（水）	休み
1月 2日（木）	休み
1月 3日（金）	休み
1月 4日（土）	休み
1月 5日（日）	休み